

○

午前 10 時 3 分開会

○委員長 ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は 1 件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いを申し上げます。執行部は答弁に当たり、挙手するとともに、委員長と発言し、委員長より発言の許可を得た後、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められますようお願いをいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは、反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

また、最近携帯情報端末を持ち込んでいる方をお見受けいたしますが、委員会への持ち込みは、先例により委員会の許可が必要となっておりますので、御留意ください。なお、携帯電話はマナーモードとし、スマートフォン等は会議中操作をされないよう御注意を願います。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案を審査いたします。議案第 1 区分、議案第 7 号、柏市子ども・子育て会議条例の制定について、議案第 8 号、柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、財産の取得について、柏市立高田小学校給食用備品の件の 3 議案を一括して議題といたします。

本 3 議案について、質疑があればこれを許します。

○平野 それでは、第 7 号議案からですが、この子ども・子育て会議ですけれども、非常に大事な会議だというふうに思います。会派の説明資料の中でも、その設置の理由として、子育て当事者の意見や子育て家庭の実情の反映が施策の立案に重要であることから、子育てにかかわる当事者を中心に構成する子ども・子育て会議を新規に設置するというふうになっています。それで、この議案説明資料、もう一つの資料の中では、委員の構成ですが、ア、イ、ウ、エとありまして、子供の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、それから子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他市長が必要と認める者、この 4 項目を挙げていますけれども、もう一つの A 4 横の資料ですね。柏市における対応という資料を見ますと、その 2 枚目に、審議会の概要のところ委員構成というのが一番下にあります。この委員構成で、保育園、幼稚園事業者、幼稚園、保育園児の保護者、家庭で保育を行う保護者、子育て支援団体関係者、学識経験者等というふうになっています。そ

れで、このペラ1枚のA4の裏表の資料で先ほど読みましたように、ア、イ、ウ、エのイの中で、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者というふうにあるわけで、私はこの設置の理由のところからいいますと、子育て当事者の意見や子育て家庭の実情の反映が施策の立案に重要であるということからいうと、むしろ保育園、幼稚園事業者というよりも、保育士の資格を持ったり、あるいは幼稚園教諭の資格を持ったりして、園長先生だとか、あるいは現場の主任クラスの長い経験を持つ方、こういう方こそふさわしいかなというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○こども政策室長 保育園、幼稚園において、資格を持って直接従事している方のほうが適切ではないかという御意見ですけれども、市のほうでは今回幼稚園、保育園のほうに対しましては推薦の依頼を出すような形で考えております。その中で、恐らくそういった事業者という形で推薦が上がってくるものと思われそうですが、現場のそういった声を十分踏まえて、また意見集約の際にはそういった御意見をまとめていただくといいますか、そういったお願いをしたいと考えております。以上です。

○平野 ぜひ形式的な審議にならないように、より現場の声を、直接自分の経験も含めてこの施策に反映できるような、そういう経験をお持ちの方がぜひふさわしいと思うんで、その辺はぜひ十分踏まえて人選もお願いしたいというふうに思いますし、それからその他市長が必要と認める者というところでも、できる限り現場に近い、現場の経験のある方、あるいは直接保護者も入っていますけれども、現在の保護者もそうですけれども、子育てでさまざま苦勞したり、あるいはその支援をしている方たち、こういう方たちの声がより多く反映される構成にしていきたいなというふうに思うんです。その辺ぜひ御配慮いただきたいと思うんですが、もう一度その全体の構成の中で実際の審議が、当局から出されるものにしっかり意見言える構成にしていきたいと思うんですね。実際の設置目的はそうですから、その辺の運営の工夫というのを何かございませんか。

○こども政策室長 委員の人選に当たりましては、やはりそういった現場の経験ですとか、そういったことをお持ちの方をしっかりと人選していきたいと考えておりますし、会議の運営に当たりましては、こちらからの説明ということはもちろんなんですが、できるだけ丁寧に、もちろんその説明する中では御質問をその都度いただきながら、御出席いただく委員の皆様には御意見をしっかりといただくということを、その辺を基本に会議の運営のほうは進めていきたいと考えております。以上です。

○平野 本会議での答弁の中でも、このニーズ調査の問題について、この子ども・子育て会議の中での検討も踏まえてということですのでけれども、現時点でこのニーズ調査の大まかな内容というのは、考えている内容というのはございますか。

○こども政策室長 ニーズ調査の内容につきましては、基本的な部分につきましては国のほうからまず示されることになっております。これが夏ごろと伺っておりますけれども、これの中身につきましては、教育、保育のそういったどの程度のニーズ

があるかというところの把握、それから地域の子育て支援事業、こういったものについてもニーズを把握いたします。そのニーズの把握の仕方につきまして、できるだけ出てくる数字と見込みを立てる上で、ニーズ調査の結果と開きがないようにいかに質問をするかというところで委員の皆様の御意見をいただきたいなということで考えております。

○平野 あれでしょうか、このサンプル数といえますか、調査の対象人数なんていうのは、もう既に枠が決まっているんですか。

○こども政策室長 現在のところ、就学前の児童の保護者を対象にいたしまして、4,000くらいを想定しております。

○平野 できる限り多くの声が反映できるように、サンプル数をふやせるところはふやして、正しくというか、実情がより正確に反映できるような、そういう調査にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、第11号議案、高田小学校給食用備品の取得なんですけれども、会派説明では工事というか、大分長い期間かかると。その間冷房のきいた部屋に家庭から持ち寄った副菜といえますか、おかずはクラスごとに集めて保管してということをおっしゃっていました。その辺では、保健所の意見というか、衛生上の、あるいは食中毒の関係とか、そういう点では保健所との意見調整というのはもうお済みなんですか。

○学校保健課長 今の保健所との協議については、まだ、済みません、やっておりません。それは確認いたします。それから、会派説明会のときに、お弁当とかいろいろ選択があったんですが、実はまだ決定はしていないんです。それで、父兄の意見と、それと学校、そして私どもで協議しておりまして、それである程度案を絞りまして、実はあした保護者の説明会、私ども説明に伺いまして、その状況で最終的にどういう形でやるかということを決定するという、今そういう経緯でございます。そして、冷房というのは、コンピューター室とか音楽室というところで保管するというので、それについては保健所のほうとちょっと今確認させていただきます。以上です。

○平野 まず、高田小学校が初めての経験じゃなくて、給食室の改築整備のときに、長期にわたって給食が提供できなくて、家から弁当持ってくるということが過去にもあったと思うんですね。過去のそういう例から、どういう教訓が過去の例の中で、保護者を中心としてどういう意見があって、今回どういうふうに改善したのかという、その点はどうでしょう。

○学校保健課長 実は、昨年度藤心小実施しまして、藤心小の場合につきましてはその給食にかわる対応として、パンの2食の提供、あとおかずを持ってくるということで、それである程度御父兄の理解を得られまして、それでエアコンを備えた部屋にということで、それで特に問題がなかったということで、今回もそのイメージで考えていたんですが、やはり保護者の考え方いろいろありまして、それで今ちょっと調整させていただいているということであります。以上です。

○平野 これは、なかなか難しい話ですけれども、中にはお昼の準備忘れると。お弁当を忘れる、おかずを忘れるという。あるいはごくごく少数でしょうけれども、そういうことに余り気を回さないという、そういう家庭もまれにあるかもしれないんですが、その子供さんの中で、生徒の中で、そういう忘れてきた場合の対応というんですか、過去の例だとか今後考えられることとして、どんなことが考えられるんでしょうか。

○学校保健課長 今の点につきましても、私どものほうも一応想定ということで、その対応についてちょっと学校のほうとは話はしております。ただ、実際に藤心小の形でやったパン2個の形であれば給食という扱いになりまして、例えば準要保護のお子さんについても負担はないということなんです。必ず支給されるということで、食べられないという事態は避けられるんですが、今回の高田小につきましては、今父兄のほうから上がってきた意見ですと、この機会に家庭でのお弁当が、ぜひやりたいという意見もありますし、あと仕出し弁当という、そういう意見も上がってきているんです。ですから、それらをきちんと協議してということで、申しわけないんですが、あしたのちょっとまた協議に臨んでいきますので、先ほど申し上げましたお弁当持ってこれないとか、そういった部分についても当然配慮していきたいと考えております。

○平野 わかりました。それで、保健所とも、そういう事故が起こらないようによく保健所のほうとも相談してほしいんですけれども、専門的によくわかりませんが、保冷施設、保冷库だとか、そういうレンタルだとか、そういうことも場合によっては考えられるかなというふうにも思うんですけれどね。くれぐれも安全に万全を期していただきたいなというふうに思います。

○海老原 今平野委員が言われていた議案番号の11番なんですけれども、やはり保護者の方からいろんな意見をいただいている、長期にわたるので、家庭の事情でなかなか毎日きちっとお弁当が準備できないのではないかとこの心配の声がかなり上がっています。先ほど言われたように、週に何回かお弁当を出せる日をつくるだとか、そういったパンを用意するだとかということで、できるだけ子供たちに対して支障のないように、また家庭の事情にも配慮した形で進めていただければと思います。

それから、衛生上の問題については、やはり蒸し暑い時期を過ぎますので、十分に配慮していただきたいですね。お弁当というと、早朝につくって、食事の時間まで五、六時間あいてしまうこともありますので、十分に保健所のほうと協議をしていただければと思います。以上です。

○委員長 要望でよろしいですか。答弁は。

○海老原 もし何かあれば。

○委員長 何かございますでしょうか。執行部のほうから今の御意見を、御要望を踏まえて。

○学校保健課長 委員会としても、その安全衛生ですか、そういった面、それと子

供たちへの配慮、それらについては十分注意して、対応していきたいと考えております。

○助川 議案番号11番、1点だけ確認したいんですけども、これ柏市内の小学校も30周年迎えるところがどんどんふえてきていると思うんですね、昭和50年前後の中で。これは、前給食のほうで話したときに、もう三、四年前ですか、これから特に給食室どんどん、どんどんと入れかえが多くしたいと。半面財源もあるけれども、そんな話を教育委員会でしたのを覚えていまして、これからまたふえてくるのかなと思うんですけど、どれくらい必要と思われる学校があるんでしょうか。

○学校保健課長 確かに30年を超えている学校が、現在、これから既に実施済みのものを外しますと、十数校やはり同じような老朽度が進んでいるという学校がございます。それについても状況を見て計画に盛り込んでいきたいなと考えております。以上です。

○助川 そうすると、この約1,800万というのは、これが大体標準になって、学校の規模によって1,500万ぐらいになっているのかなと、これ今後の方向性としては何年ぐらいでかかってやっていくのか、もしくは耐震だったり、さまざまな優先順位あるかと思うんですけども、その辺の予算措置としては何年後ぐらいで完遂させようと計画しているのかをお示しいただけますか。

○学校保健課長 実際に、これまでも平成10年まで計画的にやっけていまして、大体その年度1校ないし2校のペースでこれまで実施してきました。今回も昨年のその24年の藤心小からまた再開しまして、今回の実施計画で、今回が高田小、来年在五小、増尾西、最終年度の27年が中原小ということで、やはり年度で1校ないし2校のペースでいきますと、やはりこのまま予算がついて事業ができるのであれば、やはり10年ぐらいかかるのかなというふうに考えております。以上です。

○助川 わかりました。この11号については、これ優先度は高いと思いますので、特に反対するものではないので、まずは今後予算措置等については教育委員会のほう、また配慮、検討をよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ほかにございますでしょうか。——なければ質疑を終結いたします。これより順次採決をいたします。

---

○委員長 まず、議案第7号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第8号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第11号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第12号、平成25年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があればこれを許します。

○助川 補正のほうは、学校財務室のこの振興備品整備事業についての件なんですけれども、国のほうから半分、2分の1ということで、市のほうから、これ確認なんですけど、市のほうは、残りの1,485万が市からの予算ということで、まずは確認ですがよろしいのでしょうか。

○学校財務室長 委員おっしゃるとおり2分の1が一般財源の対応でございます。

○助川 その中で、これ特に理科室の備品の整備ということで、これを各学校に割り振ることで、どういった実験であったりとか、理科の授業、指導に生かしていくのか、そこをちょっとお聞かせいただけますか。

○学校財務室長 今回の補正予算は、平成20年に小中学校の新学習指導要領が改定されたということもございまして、その中で観察、実験の結果などを整理分析したり、それを考察することが課題とされております。それらに対応する実験の器具を主に学校でそろえていただくということが目的でございます。いろいろな実験器具があるんですけども、その新たな新学習指導要領で取り入れた単元といたしますか、授業のところで必要な実験器具を主に学校でこの機会にそろえていただきたいという事業でございます。

○助川 あと同時に、この理科というのは、特に実験であったりとか、まさにこれ職人芸のところもあるんですけど、先生の、教員の指導、この教科という点では、指導力の強化という点ではどういったところを、考えていることはございますか。こういうふうにしたら、より児童生徒が興味を持って、理科や化学に興味を持つんじゃないかというところで、その辺の、ただ備品を整備するだけでなく、恐らく教える側の質というのも求められるかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○教育長 私中学校の理科の教師を中心にやっていたんで、あえて答弁させていただきます。柏市では、古くから理科の指導助手、実験助手を配置して、実験が中心になるような、実験観察が中心になるような授業を目指して指導、助言してきました。近隣の市で追随する市もありますけれども、近隣の市よりはどの授業も実験や観察の授業が十分されているというふうには思っておりますけれども、まだまだ足りない部分もありますし、若い先生方がふえてきましたので、そういった研修を充実させていきたいというふうに思っております。なお、今回の補正予算については、理科振興法という法律がありまして、それに基づく補助金の申請なんですけど、

ここ10年ぐらい、少しずつその補助金が減少してきている傾向があって、理科の備品等の購入には学校現場では大変困っていた部分があります。今回補正ということ、国のほうからもこういった補助金が出ることになりましたので、ぜひ柏市としては理科備品の充実のために購入したいということでございます。よろしく願います。

○助川　ぜひこれはもう賛成なんですけれども、ぜひ、特に受験が始まると、国語であったりとか、英語であったりとか、数学であったりとか、社会、理科というのが少しだけおろそかにされがち傾向がやっぱりどうしてもあろうかと思うんですけど、その中でぜひ興味を持てるようなものとして、しっかりと指導に生かしてもらって子供たちを育ててもらえればと思います。そこに関しては切に願います。以上です。

○山下　この成績処理のソフト、教員のソフトというのは、この中に入っているのでしょうか。

○学校財務室長　委員御指摘のソフトは、これとは全く別の案件でございます。

○山下　別の機会に質問させていただきます。

○委員長　ほかにございますでしょうか。

○山下　済みません、これというのは、この予算の中にといいのは別のときということ、理科のことじゃなくて。済みません。さっきの質問ですが、この予算の中のもので出てきたものではないということですよ。

○学校財務室長　はい。

○山下　はい、済みません。失礼しました。

○平野　今の理科の備品についてですけれども、教育長の答弁の中で、不十分な点もまだあるというお言葉があったんですが、現時点でどういう点をまだ不十分だというふうにお考えですか。

○教育長　先生方の授業の現在の實力とか、そういうことで申し上げますと、本会議でも長瀬議員との質疑の中で申し上げましたけれども、やっぱり考えさせたり、実験したり、調べたりする授業というのは、どうしても時間の制約の中でうまくコントロールすることが、ベテランの先生でもなかなか難しいところがあります。若い先生もふえてきていますので、そういうところがきちんとなされるのが、なかなか今まだ難しいという現状というふうに私は現場を把握しております。

○平野　先ほどお話に出た理科実験助手の配置なんですけれども、これは現場の先生から聞いても、事前の準備、後片づけ、そういう点では非常に助かるということで、高い評価が現場でもあると思うんですが、現状はどうなっているんですか、理科実験助手の配置。

○学校教育部長　理科の支援員、実験助手ですが、各中学校20校ありますけど、1名ずつ全ての学校に配置されております。小学校にも必要に応じて、その学区の理科支援員が時々行っているような指導をしているということで、委員今おっしゃったように非常に学校現場としては助かると。理科の教員が実験の準備とか事前の教材

の準備の時間というのは相当かかるんですけども、それをやっていただけるので、教員は授業に専念できると。事前に理科のいろんな薬品だとか実験道具をそろえておいてくれますので、非常に学校としては助かっているという、そういうことがございます。ぜひこれはこれからも力を入れてやっていかなきゃいけないことかなというふうに考えております。

○平野 私先ほどお話聞いた方は、小学校の先生だったんですけど、やっぱり理科の実験助手……今違う名称言いましたね。補助員ですか、の方が回ってくる時は本当にうれしいという、そういうことで、今の答弁でも小学校に全体、各学校に1人ということではないと。中学校は1人ずつされているということなんですけど、その必要性、各学校に、小学校の場合はやっぱり必要ないということですか。何校かの中で順繰り回している状況で足りているというか、どういう状況でそういう各学校1人ではないのかという。

○学校教育部長 中学校は、御承知のとおり理科という授業がもう授業の中に位置づけられておまして、理科室はもうひっきりなしに使われておりますが、小学校の場合は理科室の使用頻度が中学校に比べて少ないということで、常駐させる意味というのは中学校に比べて少ないということで、必要に応じて派遣しているということでございます。

○平野 その派遣の仕組みとしては、現場の先生から来週の何曜日にこういうことを考えているんですけども、ぜひ派遣してほしいと。そういう要望があつてですか、それとも定期的なもうスケジュールがあつてですか。

○学校教育部長 基本的には、要望があればその学区内の小学校に、その中学校に常駐している方が行ってという形だと思います。

○平野 わかりました。ぜひ器具だけでなく、その辺の人的な配置というのも、ぜひ現場の学校の要望に十分応えられるような方向で考えていただきたいというふうに思います。

○委員長 ほかにございますでしょうか。——なければ質疑を終結いたします。これより採決をいたします。

---

○委員長 議案第12号、当委員会所管分について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席をされて結構です。御苦労さまでした。ありがとうございました。



○委員長 次に、請願を審査いたします。

請願第1区分、継続審査中の請願28号、みくに幼稚園園児の教育環境保全対策についての主旨7を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。何かございますでしょうか。

○平野 継続中のこの請願の趣旨ですけれども、人が集う魅力ある柏市として子育てを支援し、子どもの環境を整備するために、規範となる子どもの権利の条例について検討してください。当委員会でもこの間児童虐待及びいじめ防止の条例について、長い、かなりの時間をかけて議論してきましたし、勉強もしてきたわけなんですけれども、やはり個別の児童虐待あるいはいじめ、あるいは体罰、こういった子どもを取り巻くさまざまな問題にそれぞれで対処するということが大事なことになるんですけれども、その前提として、やはり子どもの権利条約あるいは児童福祉法、こういったものに基づいて、子どもの権利というのは、柏市は子どもの権利についてこういうふうにと考えるとというしっかりした理念を持った条例の検討というのは必要だと思うんで、ぜひ採択して、新しい、委員の構成変わるんでしょうけれども、この教育民生委員会でも議論を重ねていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ採択していただきたいと思うんです。よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございますでしょうか。——なければ質疑を終結いたします。

---

○委員長 継続審査中の請願28号主旨7について採決をいたします。

○塚本 この子どもの権利の条例につきましては、今回のまた議案等にもかかわることですので、もう少し調査研究のお時間をいただければと思いますので、継続審査を主張します。

○委員長 本件については、継続審査を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りをいたします。

本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は継続審査すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

次に、所管事務の調査を議題といたします。平成24年6月7日の議会運営委員会で、会期中の委員会においても会議規則第98条に基づく所管事務調査を行うことができることとなりました。

お諮りいたします。本委員会の所管事務調査事項は、お手元に配付のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより先の審査等に関係のない方は退席をされて結構でございます。

それでは、市内小学校における敷地内喫煙につきまして、学校教育部より御報告をお願いをいたします。

○**教育長** 報告を求められた市内小学校の敷地内喫煙について御報告申し上げます。本件については、新聞報道を読まれた議員の皆様にも市内小学校の学校運営について不信の念を抱かれた方が多くいらっしゃるのと拝察するところで、服務監督権者としてまことに申しわけなく思っております。おわびする次第でございます。経過については、本会議における質疑及びお手元に配付の資料のとおりですが、改めて所管事務調査ということで要点を報告させていただきます。

本件について情報が提供されましたのは4月の10日、該当学校の内部報告でございます。かなり詳細な報告がありまして、事実間違いがないという状況でありましたので、翌11日朝午前中に私報告を受けた後、即刻決裁をして、本人からの事情聴取、それに間違いなければ即刻指導措置をするということで判断しております。

4月23日にその件について情報提供者から問い合わせがあったものですから、その事実を報告いたしました。新聞報道については、御存じのとおり5月の17日、あるいは5月の22日です。報道に当たって、事実について教育委員会に各新聞社から確認の問い合わせはありましたけれども、本件についての新聞報道については、情報提供も全て先ほどの内部報告、情報提供していただいた方が各新聞社及び複数の議員の方に情報を提供して、報道を依頼したものであるというふうに理解しております。その件について、特に私としてコメントするつもりはないんですけれども、結果として、また報道されたことと、それから結果として該当の学校において児童生徒、あるいは保護者等については、この情報について全く承知していない状況であることと確認されています。それによってまた該当の管理職を擁護するつもりも全くありませんけれども、現状該当の学校については、学校経営そのものは遅滞なく、また滞りなく実施されているということを御報告しておきたいと思っております。本議会での質疑でも申し上げましたけれども、結果云々よりも、やはり管理職としての品位、資質、そういったものを厳しく指導したところがございます。以上でございます。

○**委員長** 本件につきまして、質疑等ございましたらこれを許します。

○**日暮** この前視察に行って、帰ってきてから、一応ファクスで少し内容は知らせていただきました。今回もこのような形で、また報告を受けているわけですが、ここにも書いてありますけれども、条例や法令違反ではないということも記載されております。ですけれども、口頭で嚴重注意したということですが、これを教育委員会に報告してくれた方がいて、教育委員会で嚴重注意をした後、この情報提供者に結果のことを報告したということもここに報告されております。それで、なお5月の16日と5月の21日にこの新聞記者が見えたということも書いてありますけれども、この情報提供者にすれば、教育委員会の行った指導といいますか、その情報に対する対応について多分満足できないものがあって、さらにそれでは日刊紙等に情報を提供して、それによって報道されれば、市民の反応といいますか、市民の判断もあるだろうということで、情報提供したのかというふうに私は思うんですね。今一

般社会、また家庭においても、一般的に、常識的に、社会通念的に、これは守らなくちゃならない、やってはならないということがあると思うんだけど、ただそれらについて、家庭においても詳細に、誰は何やっちゃいけない、誰は何やっちゃいけないと、こんなこと書いていないんですよ。ただ、書いてはいないけども、一般的にやってはならないということ、例えば1軒の家において両親が行ったとする。これは子どもに物すごい大きな影響が出るんですよ。ただ、これと同じように教育の場においても、校長先生とか教頭先生、この方たちについて、学校の中でたばこを吸ったことについて、これは県のいろんな決まりの中にも、教育委員会の決まりの中にも書いてはいないと思うんです。ただ、その行った行為といいますか、この影響は今教育長のほうから、学校の中では報告していないということでしたけど、それについては後で述べたいと思いますけども、非常に大きな影響があるというふうに思うんですね。

それとまた、県の教育委員会には5月の17日に報告したということがここに書いてあります。そして、柏市の教育委員への報告は5月の30日の定例会にて行ったというふうに書いてあります。多分これは一般の社会人から見たら、非常に県の報告、それから市の教育委員会の報告、非常に私は遅いと思うんですね。遅いと思うんですけども、それとまたこれを報告したときの教育委員会の方たちの反応はいかがであったのか、まずお伺いしたいと思います。

○教育長 教育委員会、市の教育委員会の委員の皆さんの反応ということによろしいでしょうか。それとも県の教育委員会に報告したときの、県の教育委員会の担当者の報告という。

○日暮 それも含めて、私が今述べたことについて、もし答えられることがあったら答えていただきたいと思います。

○教育長 委員のおっしゃること、特に管理職、校長としての行為そのものについての影響その他については反論の余地はございません。特に学校の中では、この該当の職員は既に違う学校に異動はしていますけれども、職員への……児童、保護者へは伝わっていないということです。職員の信頼感、それが学校経営に与える影響というのは大きなものがあるというふうに私も考えております。報告ですけれども、この事案は過去のさまざまな教員の不祥事の事案と比べて、本議会でもお話ししましたけども、内容的には県に報告して裁量を仰ぐ、そういう事案ではございません。市の服務監督の権限の中で、最大指導措置という案件でございます。報告については、したがって新聞報道があった段階で報告したというのがまず県の教育委員会です。県の教育委員会の見解としては、事実に基づいての担当者の判断では、もう適正に市の教育委員会としては判断しているというふうにお話をいただいています。市の教育委員の皆さんへの報告は、同じように教育長の、市長で言えば専決事項に当たりますので、定例教育委員会議が行われた折に報告いたしました。先ほどの委員の御意見と同じように、案件の処分の云々よりも、そういった学校、児童への影響、あるいは学校運営の影響、校長としてのそうした信頼とか、そういった問題に

ついて御意見をいただきました。

○日暮 私もこんなことを申し上げるほど高尚な人間とは自分でも思っていませんけども、ただ教育に関しては非常に大きな影響があるというふうに感じておりますので、今こんなことをことを述べているんですけども、その学校からその方たちは異動したということですけども、新聞報道されて、その学校に子どもが通っている父兄にしても、新聞報道は目にしているというふうに思うんですよね。それで、なおかつ学校のほうからは公式にそういう話がないとするならば、余計不信感、学校に対する信頼感は欠如してくると思うんです。学校に対する信頼感が欠如するということは、ひいては教育委員会の信頼にも及ぶわけですね。非常に私はこれ、一見軽易なことだというふうに見えるんです。だけど、この含んでいる事柄は非常に大きな問題だというふうには私は感じているんです。ですから、私は何を言いたいかというと、できる限り子供たちの信頼を回復してほしい。保護者の信頼も回復してほしい。そして、最終的に教育委員会の信頼がなくなるようなことをできる限り避けてほしいということ、そういうことを本当に念じているし、お願いしたいというふうに思います。

○委員長 答弁を求めますか。何かもし一言、教育長、ございましたらお願いします。

○教育長 委員のおっしゃることに間違いはないと。そのように心して今後の学校の指導、教育委員会として学校全体の教育活動を管理監督していきたいと思っております。以上です。

○海老原 重複して恐縮なんですけれども、今日暮委員がおっしゃったことはごもつとものごことで、恒常的にやっていたということであれば、恐らく子供たちも目にするということもあつたのではないかと推測します。先ほど言われたように、新聞報道等も保護者の方も見られているでしょうし、できるだけ学校に対する信頼感を早期に回復できるようにきちんと対応していただきたいというふうに考えます。それから、今柏市ではがん対策の一環として喫煙防止教育を子供たちに行っております。これ学校の依頼で薬剤師会が、各担当の学校薬剤師さんが出向いて授業を行うわけなんですけれども、子供たちから必ず質問が出るのが、そんな危険なものをどうして大人は吸うんだろう、それからどうしてたばこは売っているんだろう、そういう疑問なんです。確かに嗜好品ではあるんですけども、やはり学校の先生方が、そういった喫煙されているところを子供たちが見たときに非常に疑問に思うんだろうと思うんです。現状喫煙をされる教員の方いらっしゃると思うんですけども、学校現場が敷地内全面禁煙になって、ふだんどのように勤務時間中過ごされているのか、現状ちょっとわかりましたら教えていただきたいと思います。

○学校教育部長 では、私のほうからお答えします。教員の中にも何割かは喫煙者がございますけれども、御承知のとおり敷地内全面喫煙禁止でございますので、喫煙者はどうしているかといいますと、学校にいる間は吸わないで、とにかく我慢をする。勤務が終わって、敷地の外に出て車の中とか、家へ帰ってから吸うという方が

いると思います。それと、どうしてもやっぱり途中で吸いたくなるという方は、敷地の外へ出て、裏門の外とか、塀の外で休憩時間に1本なり吸うと。ただ、それも子供の目につきますし、保護者の、地域の方から結構見苦しいという批判が私どものところによく電話がかかってくる。ただ、先ほどのお話に戻りますけれども、法令、条例云々じゃなくて、確かに休憩時間で、敷地の外で吸っていただければ問題ないんですけども、そこはやはり指導する教員としての立場、あとは品位、そこをやっぱり市民の方、保護者の方は問題視されます。ですから、ほとんどの先生は、今はそういうこともしないで、減煙というような言葉があるかどうかわかりませんが、できるだけ吸わないようにはしています。以上です。

○海老原 本当にそういう学校の敷地の外で、問題はないとはいっても、違反ではないとはいっても、今部長おっしゃられたように、品格ですとか、あと周囲からの目ですとか影響、そういったことをきちんと考えていただいて、そういう敷地の周辺でもやらないでいただきたいというふうに思います。それから、柏市は路上喫煙も禁止していますので、立ちどまって灰皿を使っていたとしても、やはり市民の見る目というのはあると思うんですね。十分に注意していただきたいというふうに思います。

それから、副市長おられるので、この機にお聞きしたいんですけども、柏市役所も全面禁煙でやっていますね。職員の方、喫煙者は大変だとは思いますが、市役所内でもそういった敷地の周辺で吸われているというのを市民の方が見られて、条例があるのにどうしてなんだということを聞きます。ぜひ市役所の職員にも、全職員にも改めて、そういったことがないようにきちんと指導していただければと思います。

○関口副市長 確かにそういった苦情が以前にあったことは事実でございます。ただ、今昼休みとか吸っている方というのは、大体コンビニの喫煙場所へ行って吸っているというのが現状ですね。ただ、正門……正門というよりも、敷地外から出て、即そこで吸うというのは最近はもうなくなってきていると思うんですが、ただ昼休みにはやはりどうしても我慢できない方というのは、コンビニの灰皿のところ行って吸っているという。ただ、これを全面的に云々というのはなかなかちょっと厳しいところがあるかなと思います。

○海老原 先ほど子供たちに喫煙防止教育を行っているんですけども、今回の件を見ますと、学校の先生にも禁煙教育が必要だなというふうに感じました。御依頼があれば、きっとやっていただけたと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長 教育長、もしよろしければ一言。

○海老原 敷地を禁煙にして、その吸う人を追い出せばいいというものでもないと思うんですよ。やはり健康管理の問題、それから受動喫煙の問題、やめたくてもやめられないという依存性の問題。だから、意義はあると思うんですよ。笑い事じゃなくて、真剣に考えていただきたいと思います。

○委員長 では、一言いただけますか。

○教育長 御助力いただくまでもなく、やはり大人ですから、自分の健康その他は講習その他ではなくて、しっかり教員たる者認識して行動していただければいいと思っています。

○山下 2点、先ほどの海老原委員のほうからもありましたように、外で吸っているというのがやはり近隣の方々から見て信頼を損ねるところになると思います。学校の中や市のルールでは、外で吸う分には構わないと思うんですけども、この短い時間使って急いで外に出て、急いで戻ってきて、そういう姿が、こういう意見もありまして、そういうことだったら、ルールを見直すことによってどこかに喫煙のスペースをしっかりとつくって、それにのっとって吸うのがいいんじゃないかというような声もあります。

あともう一点なんですけど、この件は報道されたということで、こういうところで話し合うことになったり、報告を求めることになったわけですけども、そのほかにも嚴重注意というようなことになっていることがあると思うんですけど、具体的には嚴重注意というのはどういった注意でしょうか。

○教育長 県費の負担教員、いわゆる学校の先生については、人事権及び懲戒権は給料を支払っている県の教育委員会にあります。こちらは懲戒の基準、指針を設けて、最高は懲戒免職から一番軽いもので戒告、戒告を受けても、期末勤勉手当、いわゆるボーナスですね。ボーナスの減額であるとか昇給の延伸だとか、実質的な行政的な処分としての効力を有します。それを預かっている柏市教育委員会は服務監督権限、預かって、その職員を監督しながら仕事をさせるという権限の中で、指導措置というのは3段階でやっております。第1が文書訓告、次に口頭訓告、次に嚴重注意という3段階です。文書訓告については、本来であれば県の懲戒に抵触する案件であるが、その中では軽微な案件なので、文書によって訓告すると。2つ目が主に過失ですね。主に過失等で損害を与えたり被害を与えた、そういった案件について、しかも過失ではあるけれども、県の懲戒には当たらないというようなものが口頭による訓告。今回の場合ですと、3つ目は法令その他には抵触しないと。実質的な損害、被害という意味ではほとんどないが、やはり指導はしなければいけないというようなことで行われるのが嚴重注意ということです。したがって、いわゆる法令とか、そういうものに照らした場合、今回の案件は議会の本会議でも答弁したとおり非常に軽いものなんですけども、議員その他皆さんが考えるように、私も実質的なものは別な意味で大変重いものというふうな受けとめ方をしています。近々の嚴重注意ですと、過失で、USBメモリなどで若干の個人情報を持っていた者が紛失したとか、口頭訓告ですと、マスターキーのようなもの、鍵などを過失でなくして、取りかえなくちゃならないことになって損害を市に与えたと、そういった案件です。

○山下 働いている方にとっては、こういう嚴重注意であったり、こういった説明は理解されると思うんですけども、保護者への説明のときに、嚴重注意をしまし

たというようなこの文書というんでしょうか、説明をするときに、何か厳しく注意しただけかというふうに捉えられないように、今お聞きした説明そのまま言うのは複雑なのかもしれないですけども、どのような対応をしたかというのをわかりやすく説明していくというのが、親御さんたちにとっては少しは和らぐものなのかなというふうに思いました。以上です。

○日暮 副市長にお伺いしたいんですけど、10年ぐらい前から民間の組織においては、コンプライアンスに関する組織がありますよね。今柏市にそのようなことに関しての検討する組織というのはどうなっているんでしょう。

○関口副市長 ちょっと定かじゃないんですけど、もしそういった事例があったときには、内部でそういった組織を立ち上げてやるということになると思います。ただ、今回の場合は法令違反とかそういったものではありませんので、そういったあれには該当しないと思います。

○日暮 ただ、今回も情報の提供者がいたということだと思うんですけど、そのコンプライアンスに関するそのような検討する組織があれば、情報提供者に関してもきちんとその組織として守っていくというようなこともあるし、内部のいろいろなことについて問題も起きなくなるだろうし、また万一内部に問題があったとしても、速やかに明らかになって、その改善に寄与するというふうに思うんですね。柏市においても、このことについては検討していただきたいと思います。

○関口副市長 わかりました。

○海老原 この喫煙が行われていた場所が、質問で取り上げていた方はポンプ室というふうに言っていましたけれども、防火管理上、そういった閉鎖された空間で万が一のことがあった場合に、非常に万が一のことも考えられると思うんですね。本当にこういうことが二度とないようにしていただきたいと思うんですが、どういう場所で具体的にやっていたんでしょうか、正確には。

○学校教育部長 学校の敷地内にポンプ室、これは本館から水をくみ上げて、屋上の高架槽に水をためておくための施設の一部なんですけど、水を扱う部屋ですので、例えば灯油倉庫とか、そういった火気厳禁というような場所ではございません。ですから、火災の心配はないとは思いますが、周りには4畳半ぐらいの部屋ぐらいの大きさなんですけど、中には大きなパイプ管が何本かあって、それだけの施設です。ですから、火災の心配はむしろないと思うんですけど、ただ先ほどから言ったようにやはり敷地内にあるものにはもう間違いありませんので、不適切であったというふうに考えております。

○海老原 水道設備のポンプ室ですよ。

○学校教育部長 そうです。

○海老原 通常管理しているときには施錠されていますよね。それを一々あけてやっていたということですか。あの中には、消毒用のお薬も置いてありますよね。

○学校教育部長 学校によって消毒用の薬をどこに置くかは違うと思うんですけども。

○海老原 注入するようになっていきますよね。

○学校教育部長 はい。

○海老原 なっていますよね。水道管……

○関口副市長 ポンプ室にはそこまでの……もう水道の、市水ですから、消毒云々は必要はございません。ただ、高架水槽の……

○海老原 高架水槽へ上げる前に、末端で0.1以上の残留塩素濃度が出るように薬品を注入しますよね。毎日にかけて、それで状況見ながら。

○教育長 学校ができた施設と、年月と、場所によって、本館から近いところはそういう設備がなくても、常に塩素濃度が出るようなところは、そういう薬剤の塩素系の消毒薬を追加するような設備がない学校と、それからある学校とがありまして、この学校はない学校だと思います。

○海老原 わかりました。

○委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。——各委員の要望、提案等々十分に踏まえまして、このようなことのないように対策を強化をしていただければと思います。皆様、教員に対する高いある種の期待からこのようなことを申し上げているものだと思います。今後の対応に皆さん期待していると思いますので、二度とこういうことのないように対応をお願いできればと思います。これで質疑を終結いたします。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 ここで閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

詳細は、後日御連絡させていただきます。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、



議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任を願いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 1 2 分閉会